

## G 8 各国における美術品の国家補償制度の概要

- 冷戦緩和による東西文化交流や文化財保護に関する 1978 年のユネスコ勧告などの流れを受け、70 年～80 年代にかけて米・英が国家補償制度を導入。  
 ○ 90 年代に入ってから諸外国を巡回する大規模な展覧会の開催を契機として、仏などが類似の制度を導入。  
 ○ 導入の経緯や文化政策の考え方などにより、補償の対象となる美術館、補償範囲及び運用実績等が各国で大きく異なっている。

国名	アメリカ	イギリス	カナダ	フランス	イタリア	ドイツ
根拠法等 (制定年)	美術品及び美術的創造物補償法 (1975 年)	国家遺産法 (1980 年)	巡回型展覧会補償法 (1999 年)	特定の特別美術展に対する国家補償導入法(1993 年)	文化財と景観に関する法律 (2004 年)	連邦予算法 (1992 年)
申請主体	国公私の美術館	国公私の美術館	施設認定を受けたカナダ籍の組織	国立美術館連合に所属する国立美術館・博物館	—	連邦政府全額出資の施設
補償対象 展覧会の 規模	上限・下限 なし	上限・下限 なし	上限 なし 下限 50 万 C A ドル (約 4250 万円)	上限 なし 下限 4600 万ユーロ (約 62 億円)	—	上限 予算法で定める額 (展覧会以外も含む) 下限 なし
免責額 (民間保 険の付 保、又は 主催者負 担)	・損害総額のうち 1.5 万ドル(約 140 万円)～50 万ドル(約 4800 万円) 以下及び 12 億ドル(約 1140 億円) 以上の部分 ・補償下限は展覧会全体の評価額に応じて設定	・国立館は年間の損害総額のうち 5 千ポンド(78 万円) まで ・非国立館は一展覧会ごとに作品評価額が 4 千ポンド以上(約 62 万円) の場合は、300 ポンド(約 4 万 5 千円) + 当該評価額の 1% の部分まで	・損害総額のうち 3 万 C A ドル(約 255 万円) ～ 50 万 C A ドル(約 4250 万円) 以下及び 4.5 億 C A ドル(約 380 億円) 以上の部分 ・補償下限は展覧会全体の評価額に応じて設定	個別に決定	なし	なし
審査方法	美術館館長などから構成される専門家委員会が審査した上で、政府組織の全米芸術基金議長などから構成される連邦芸術委員会が最終的に補償対象の展覧会を決定。申請の約 8 割が採択。	特別の外部委員会組織はなく、文化・メディア・スポーツ省の外部組織である M L A (博物館図書館公文書カウンスル) が審査を実施し、対象となる展覧会を決定。事務を担当している。申請の実務では、国立館は簡易な審査だが、非国立館には厳格な審査を実施。採択率は不明。	カナダ遺産省に置かれる専門家委員会が審査し、補償対象の展覧会を決定。採択率は不明。	文化省関係者、財務省関係者、保険関係者から構成される委員会が審査し、補償対象の展覧会を決定。採択率は不明。	文化財・文化活動省の意見を付した上で、歴史的又は芸術的文化財を担当する政府の技術・科学委員会が審査し、補償対象の展覧会を決定。採択率は不明。	特別の外部委員会組織はなく、連邦文化情報庁と連邦財務省が、共同で審査し、補償対象の展覧会を決定。採択率は不明。
運用実績	年間 40 件弱の展覧会を認定	08 年 868 件 (寄託品等も含む)	年間 10 件弱の展覧会を認定	01 年 0 件 02 年 2 件 03 年 5 件	07 年及び 09 年に各 1 件	00 年 4 件 05 年 4 件
補償実績	制度創設以来 2 件 (計：約 1000 万円)	06 年 2 件 (約 560 万円) 07 年 1 件 (約 340 万円) 08 年 0 件	0 件	—	—	補償実績はあるが、件数及び額は不明
財源	予備費	毎年 15 万ポンド(約 2,300 万円) を予算として確保。残余は返還	—	一般会計の危機管理費から支払われる	支払わざるを得ない準備金を財源としている	予算法で毎年定められた額(展覧会以外にも含まれたもの。09 年は 1,400 億ユーロ(約 19 兆円)) の範囲内で補償
備考	冷戦緩和時に東西間の文化交流として象徴的に開催されたソ連や中国との交換展を契機に制度導入。	美術館・博物館の入館料を原則無料にしようとする文化財へのパブリック・アクセスを重視する国民的な伝統に基づいて導入。	諸外国の動向を踏まえて導入。	1993 年から 1994 年にかけて、世界を巡回した大規模展覧会であるバーンズ・コレクション展の開催を契機として制度導入。	過去に制度が導入されていたが、利用が乏しく 99 年に運用が停止。04 年に新たな制度を再導入。	美術品に限らず連邦政府の施設内で発生した事故に対する補償制度。

注 1 上記は、文化庁が各国の大使館等を通じて行った調査結果をまとめたもの。なお、ロシアは現時点で国家補償制度を導入していない。また、イギリス、フランス及びドイツについては、一部 2004 年の E U 委員会報告書の調査結果を引用した。

注 2 外国通貨については、1 米ドル=95 円、1 ポンド=155 円、1 C A ドル=85 円、1 ユーロ=135 円として換算した。

注 3 「—」については、文化庁の調査に対して回答のなかったもの。